

盛岡広域振興局長告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年3月15日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101857	一般社団法人愛心会	ひなたぼっこ指定訪問介護事業所	滝沢市大釜風林42番地292	平成28年3月31日

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100412	社会福祉法人誠心会	誠心会訪問入浴サービスステーション	岩手郡葛巻町葛巻第7地割104番地2	平成28年3月31日

3 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200923	みちのくココ・コーラ健康保険組合	介護老人保健施設シェーンハイムやはば訪問リハビリテーション	紫波郡矢巾町土橋第11地割35番地1	平成28年3月31日